



平成28年11月15日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報などをお届けします。これらの情報は市公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、周知いただきますようお願いいたします。なお、次号の広報うき（定期版）は12月1日（木）発行予定です。

最終 損壊家屋などの解体の申請受付を延長します

お問い合わせ

衛生環境課 ☎32-1598

農政課 ☎32-1641

商工観光課 ☎32-1604

損壊家屋などの公費解体の申請受付は8月31日で締め切っていましたが、申請受付を延長いたします。今回の申請受付が**最終となります**。くれぐれも申請漏れがないようお願いいたします。

期間

12月1日（木）～28日（水）

時間

平日 午前9時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

場所

住家・空き家 新館第2会議室
農家倉庫 農政課
中小企業・商店 商工観光課

罹災判定結果（半壊以上が対象）が出ていない人でも解体を希望する場合は、必ず受付期間内に申請してください。ただし、一部損壊の判定が出た場合には適用になりません。

現在の申請棟数は2,000件を超えています。10月末時点で、公費解体70棟、自主解体319棟が解体を終了しており、現在の発注棟数は310棟です。順次解体を進めていますが、6月申請分が今年度末までに解体終了の見込みです。その後、8月申請分の住家から取り掛かる予定です。決定通知にも時間を要していますが、ご理解をお願いいたします。

注意

- ◆公費解体から自主解体へ変更される場合は、解体業者と日程が確定してから、申請窓口へ公費解体の取り下げ手続きと自主解体への変更をお願いします。
- ◆現在、解体前物件の現地立ち会いや自主解体物件の撤去確認立ち会いを2社のコンサルタントに委託しており、立ち会い前にはコンサルタントから連絡があります。
- ◆申請の受け付けをしたもの全てが認定されるわけではありません。書類を審査し、解体対象物の確認をします。付属屋などは、罹災の程度によっては現地立ち会いで決定する場合があります。
- ◆不足書類の提出を求める場合があります。補助金申請ですので、書類がそろっていないと対象とならない場合があります。

ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。ご理解とご協力をお願いします。

自主解体分の支払いの流れ

※自主解体分の支払いについては大変お待たせしています。立て替えていただいた分のお支払いの流れは次のとおりです。時間を要しますが、ご了承ください。



被災家屋（半壊未満）の復旧工事を完了した世帯を支援しています

お問い合わせ
都市整備課
☎32-1694

地震および豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が30万円（税込み）以上かかった世帯に対する支援として、「宇城市復興券」（市内で使える商品券）を交付します。

なお、この事業は市の一般財源で実施する、市の独自事業です。

申請期限

平成29年12月22日（金）

※予算到達次第、受け付けは終了します。

支援内容

「宇城市復興券」（商品券）を交付します

復旧経費が

30万円以上50万円未満の場合

3万円分

復旧経費が

50万円以上の場合

5万円分

「宇城市復興券」（商品券）の使用期限は平成30年1月31日（水）です。

申請できる世帯

- ① 地震で半壊に満たない被害を受けた世帯
- ② 豪雨災害で被害を受けた世帯（地震で半壊以上と判定された世帯は除く）

申請に当たっての条件

- ・対象世帯のうち、被災した住宅や宅地などの復旧にかかった費用が総額30万円（税込み）以上であり、工事が完了していること
 - ・被災時、宇城市内に住所があった世帯（借家・アパート除く）
 - ・法人でないこと
 - ・市税を滞納していないこと
- ※宇城市リフォーム助成事業との併用はできません。

必要書類

申請には次のものが全て必要です。お忘れのないようお願いいたします。

- ・印鑑
- ・被災箇所の着工前および復旧後が分かる写真
- ・見積書および領収書の**原本**（数量・単価など、復旧内容が記載してあるもの）
- ・税の未納がない証明書（世帯主分）※本人以外は委任状が必要です。手数料300円。
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・委任状（同一世帯員以外の方が手続きを代行する場合）

※すでに罹災証明書を受け取られている場合は原本をご持参ください。未発行の場合、新たに罹災証明書の発行申請の必要はありません。写真で確認します。

被災農業者向け経営体育成支援事業の手続きは 12月28日（水）で終了します

重要

熊本地震により被害を受けた農業用倉庫・農業用機械・ハウスなどの復旧のための経営体育成支援事業の手続きがまだお済みでない農業者は、被災状況の分かる写真などをご持参の上、速やかに農政課までご相談ください。

お問い合わせ
農政課 農業経営係 ☎32-1641